

違反被疑行為がなくなっている場合の確約手続の対象行為類型

違反被疑行為が既になくなっている場合は、確約手続の対象となる行為類型は以下に限られる（法 48 条の 2）。

私的独占又は不当な取引制限の禁止（法 3 条）

特定の国際的協定又は契約の禁止（法 6 条）

事業者団体の禁止行為（法 8 条）

不公正な取引方法の禁止行為（法 19 条）